



2022年2月18日

各位

会社名 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 上田 怜史
(コード番号 6573 マザーズ)
問合せ先 管理部 部長 寺本 直樹
(TEL 03-6435-7130 (代表))

第15期定時株主総会の継続会の開催方針ならびに
資本金の額の減少、定款の変更、公認会計士等の異動に関するお知らせ

当社は、2022年2月18日開催の取締役会において、以下のとおり、2022年3月30日開催予定の第15期定時株主総会の継続会の開催方針ならびに同定時株主総会において「定款一部変更の件」、「資本金の額の減少の件」、「会計監査人選任の件」をそれぞれ付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、「会計監査人選任の件」については、2022年2月18日開催の監査役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動に関し決議しております。

記

1. 定時株主総会の継続会の開催方針

(1) 継続会の開催方針を決定した理由

当社は、2022年2月1日付「第三者委員会の設置及び2021年12月期決算発表の延期に関するお知らせ」にて開示のとおり、当社の台湾子会社である愛加樂股份有限公司における過去の取引や、その他過年度における売上や費用について、不適切な会計処理がなされている疑義が生じており、社外の有識者により構成された第三者委員会を設置し、全容解明に向けて調査を進めております。

現時点において第三者委員会による調査期間は未定であるものの、全容解明に向けて必要かつ十分な調査を実施するために、調査は相応の期間を要するものと想定しております。

第三者委員会の調査結果によっては、過年度の有価証券報告書や四半期報告書の訂正が必要となる可能性があり、また第15期(2021年1月1日～2021年12月31日)の本決算の数値に影響を与える可能性もあります。このため、現時点において決算関連手続きの完了に相応の時間を要する状況であります。

このため、当社は2022年3月30日開催予定の第15期定時株主総会(以下「本総会」といいます。)の招集ご通知に添付すべき、第15期の事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査人の監査報告、監査役会の監査報告(以下「提供書面」といいます。)をご提供できないと判断いたしました。

つきましては、報告事項「第15期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」および「第15期(2021年1月

1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件」(以下「第15期決算報告」といいます。)に関しまして、別途本総会の継続会(以下「本継続会」といいます。)を開催し、本継続会で第15期決算報告をご報告するとともに、本継続会の日時および場所の決定を取締役に ご一任願うこと(以下「本提案」といいます。)に関しまして、本総会において株主の皆様にお諮りする予定でございます。本総会において本提案をご承認いただきましたら、当社は、本継続会の開催ご通知を株主の皆様へ別途送付し、本継続会を開催させていただく所存であります。

なお、本継続会は、本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

(2) 第15期定時株主総会の開催について

1. 日 時 2022年3月30日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)

2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
ホテルメルパルク東京 4階 孔雀の間

3. 目的事項

報告事項 第15期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

第15期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

※上記報告事項1及び2につきましては本総会では報告せず、本継続会においてご報告をする予定です。

決議事項 議 案 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 資本金の額の減少の件
第3号議案 会計監査人選任の件

2. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

2019年12月4日に成立した「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)に基づく改正内容のうち、2022年9月1日に施行される「株主総会資料の電子提供制度の創設」に対応するために変更を行うものであります。

(2) 定款変更案の内容

定款変更案の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 18 条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第 19 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 19 条～第 44 条 (現行通り)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第 19 条 (電子提供措置等) は、2022 年 9 月 1 日から効力を生じるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日とする株主総会については、変更前定款第 18 条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 資本金の額の減少について

(1) 減資の目的

税制上の優遇を受けることを目的に、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき資本金の額の減少を行うものであります。なお、資本金の額の減少は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございません。また、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆様への所有株式数や 1

株当たり純資産額に影響を与えることはありません。

(2) 減少する資本金の額および減少の方法

①減少すべき資本金の額

資本金の額 201,750,000 円のうち、101,750,000 円を減少して 100,000,000 円といたします。

②減資の方法

減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金の額の減少の日程

- ① 取締役会決議日 2022 年 2 月 18 日 (本日)
- ② 株主総会決議日 2022 年 3 月 30 日
- ③ 債権者異議申述最終期日 2022 年 4 月 28 日 (予定)
- ④ 減資の効力発生日 2022 年 5 月 1 日 (予定)

(4) 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目内の振替処理であり、純資産合計額に変動はありません。なお、本件は、2022 年 3 月 30 日で開催される定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

4. 公認会計士等の異動について

(1) 異動予定年月日

本継続会終了の時まで

(2) 異動する公認会計士等の概要

①就任する公認会計士等の概要

名称	監査法人アリア
所在地	東京都港区浜松町1丁目30番5号
業務執行社員の氏名	茂木 秀俊、山中 康之
日本公認会計士協会の上場監査事務所登録制度における登録状況	登録されております。

②異動する公認会計士等の概要

名称	かなで監査法人
所在地	東京都中央区日本橋一丁目2番10号 東洋ビルディング
業務執行社員の氏名	篠原 孝広、石井 宏明

(3) (2) ①に記載する者を公認会計士等の候補者とした理由

監査役会が、監査法人アリアを会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適した当社のコーポレートガバナンス体制の強化が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

(4) 異動する公認会計士等の就任年月日

2021年3月26日

(5) 異動する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

該当事項はありません。

(6) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるかなで監査法人は、本継続会の終結の時をもって任期満了となります。当社は同監査法人から、2021年に発覚した元役員による不適切会計や訴訟の提訴など、当社における状況を総合的に勘案し、契約を更新しない旨の申し出を受けました。これにより、当社グループの事業規模に見合った監査体制及び監査費用の相当性等を総合的に勘案した結果、新たに監査法人アリアを会計監査人として選任するものであります。

(7) (6) の理由及び経緯に対する意見

①異動する公認会計士等の意見

特段の意見は無い旨の回答を得ております。

②監査役会の意見

妥当であるとの回答を得ております。

以上